

釈摩訶衍論における覚の特異性について

山下善永

『起信論』註釈書の中でも龍猛菩薩造、筏提摩多訳とせられる『釈摩訶衍論』（以下『釈論』）は特異な論書であり、この点に関して解釈分に注目するならば、一つに本覚始覚の二覚の解釈において所詮の真如、虚空の四種の法を導き出し、それぞれ清浄と染浄の二法に区別している点を指摘できる。

今回の考察においては以上の特異性の問題について、その成立以降『起信論』理解の代表的註釈書であり、又（三細六鹿、四相の配当等）『釈論』の成立に密接に関わっていると考えられる法蔵撰『大乘起信論義記』（以下『義記』）と比較考察することにより、『釈論』の解釈の特異性を示しつつ、その解釈の意味するところは何か、『釈論』の思想の整合面（特に解釈分の相互関係）より明らかにしてみたい。

まず考察に先立って今回のテーマに関連して従来以上の染浄法に対する清浄法を真如門との関わりで理解、体系化する試みがあり、この点に留意しながら考察してみたい。

比較考察する『起信論』本文を提示するなら以下の部分で

あり

⑧ 所言覚義者謂心体離念離相者等虚空界無所不遍法界一相即是如来平等法身依此法身說名本覚

⑨ 何以故本覚義者対始覚義說以始覚者即同本覚

⑩ 始覚義者依本覚故而有不覚依不覚故說有始覚

（以下要旨を示すならば）まず⑧を釈して『義記』は、本覚について妄念無く、大智慧光明の義等があり（等虚空）、虚空の二義（周遍義Ⅱ「無所不遍」、無差別義Ⅱ「法界一相」）によって喩えており、それが法身の覚であるという。一方『釈論』によれば「心」とは自性清浄心、「体」は本有法身の体と釈し「念相を離れたり」とは清浄の義、つまり五有為（念Ⅱ根本無明、「相」Ⅱ四相）を離れた方であるとして「心体は念相を離れたる者」と訓じて清浄本覚の人を明かすものであると釈し、更に清浄本覚の詮するところの清浄虚空（虚空界と等しく遍ぜざる所無し）及び清浄真如法界と一相である（法界と一相なり）ところの如来法身であると釈している。

続いて⑥について『義記』は覺と本覺の二様に説かれることについて、本覺は始覺に対して相対的に説かれるものであり、「本覺は始覺に対して説く」又、初めに覺義が示されるのは、心源に至る時、本始不二の故（始は即ち本に同ずるを以て）であるとして積しており、これに対して『釈論』は本来成の清淨本覺に対して、清淨始覺が大智力、大定力により常恒に過思を退治しつつも、無量の功德を円満しているものであるとして両者を區別しつつも、「本覺の義は始覺に対して説く」自然の始覺（清淨始覺）は本覺（清淨本覺）に同ずるものであると積している（始覺とは即ち本覺に同ずるを以て）。

⑦について『義記』は本覺より動じて不覺が成ずるも、本覺の内重習力により始覺が生じ、究竟じて本覺に同ずる、と積すのに対し、一方『釈論』においては離性の二覺を示すものであるとして、「本覺に依るが故に而も不覺あり」とは離性の本覺、「不覺に依るが故に始覺あり」とは離性の始覺を示したものであると積している。

以上のように『義記』においては虚空にも喩えられる本覺にもとづきながらも始覺不覺の三者の相対的關係による理解を示すが、一方『釈論』においては『義記』に積において喩えてあった虚空や（その義である）法界一相を清淨本覺の所詮の理としての清淨虚空、清淨真如として導き出し、更に清淨始覺を含めて一相、或いは不離として相互關係が示され、更

に離性（染淨）の義が説かれたものであるとしており、兩註書は異なる理解を示している。では『釈論』において以上のように清淨法が染淨法に対して區別されるのは、いかなる意味をもつのか、この問題について解積分に思想的整合性を求める場合、『釈論』においては摩訶衍Ⅱ所入法と解釈することにも関連して、解積分全体の構想を真生二門のみならず四法（体大摩訶衍、三自摩訶衍、真如門、生滅門）の積とする点で特異的であり、四法のうち染淨の生滅門に対して淨法である真如門を對比させて考えることもできるが、一方、四種の清淨法が染薫を受け、染淨法として成立するのであれば、生滅門の所依である三自摩訶衍に対応することも予想される。この三自摩訶衍とは立義分において、門相（能入門Ⅱ生滅門におけるあり方）により名相（自体自相自用）が建立されるもの（^⑪）あり、又この自とは一切清淨法であることより解積分においては生滅門における本覺のあり方、三大義を中心とした対応が考えられる。

以下、解積分における整合性についてみてみると略説分には「真如門の理は理自ら理なるが故に、生滅門の理は智自ら理なるが故に」^⑫として真如門の理に対し、生滅門の理（所入法）のあり方が理智により説明されており、四種の清淨法との対応が考えられるが、具体的に真如門との関連性については、清淨本覺の説明において「清淨本覺從本已来不生不滅

非¹⁴建立有立有、非¹⁵誹謗無。（中略）言語道絶心行處滅……と真如門的な解釈が示されるものの、「真如門の中には差別の相無く、平等平等一味一相にして独り真如の浄法界のみ存するが故¹⁶」とあるように、真如門¹⁷と同相門であつても清浄法を理智に分けることや、又熏習の義はみとめられない。

これに対して生滅門の三大義においては、

人法体用理智平等無¹⁸差別¹⁹故、謂法身²⁰應化之三身及実²¹仮²²之²³二理

平等²⁴一体無²⁵差別²⁶故、自性²⁷本身及枝末²⁸身平等²⁹一体無³⁰差別³¹故、能証³²正智³³所証³⁴如理³⁵平等³⁶一体無³⁷差別³⁸故³⁹

とあり、理智のみならず人法体用により平等なる所入位の内容が説示され、異相により平等を説く点で整合性がみとめられるが、すでに清浄本覚⁴⁰法身であり、三身所証の理とは染熏を離れていると考えられること、体（自性身）⁴¹↓用（枝末身）⁴²の關係に清浄本覚⁴³↓（過患を退治する）清浄始覚⁴⁴の關係に対応すると考えられることより、整理すれば、

人法身（体）⁴⁵ 清浄本覚
智・應化身（用）⁴⁶ 清浄始覚
理・仮・清浄虚空

以上の整合性の裏付けとして、生滅門においては「不生不滅」を釈して四無為を導き出し四種の清浄法と対応させている。尚『釈論』には「一切功德唯一、自作⁴⁷一、終異自不⁴⁸能⁴⁹作⁵⁰一、所以者何、一法界故⁵¹」とあるように生滅門における

清浄法は在纏（染浄に対するあり方⁵²自）のみならず出纏のあり方にも対応しているといえる。

以上のように『釈論』において四種の法に清浄と染浄が区別されるのは、染浄の生滅門に対して所依であり所入法である三自摩訶衍を清浄法として区別するものであるが、更に同じ浄法平等相を説く真如門に対しては、異相を前提とする点で簡異することができる。

- 1 柏木弘雄氏「起信論註釈書の系譜」印仏研第17巻第2号
- 2 本多隆仁氏『釈摩訶衍論における二種の本覚について』密教学研究15号
- 3 大正32・576・b 尚⁵³④の区分は本多氏の論文同様『義記』『釈論』の区分による。
- 4 大正44・256・b
- 5 大正32・615・a 6 大正44・256・c
- 6 大正32・615・b 7 大正32・615・c
- 8 大正44・256・c
- 9 大正32・615・c
- 10 大正32・602・a
- 11 大正32・600・b
- 12 大正32・601・c
- 13 大正32・605・a
- 14 大正32・615・b
- 15 大正32・641・c
- 16 大正32・643・b
- 17 大正32・641・b
- 18 大正32・641・b

〈キーワード〉 清浄本覚、清浄始覚、三自摩訶衍

（大正大学大学院）